

筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の回数を定める条例

昭和45年10月27日条例第2号

(定例会の回数)

第1条 筑西広域市町村圏事務組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年8月21日から適用する。